

令和6年度 ESGリーヌ促進事業「補助対象先医療機関一覧」

1. 医療機関について（分類別）

分類	具体的な主体（主なもの）	例	ESGリーヌ 対象可否				
国	厚生労働省	国立ハンセン病療養所	対象外				
	独立行政法人国立病院機構	国立病院	対象外				
	国立大学法人	国立大学医学部附属病院	対象外				
	独立行政法人労働者健康安全機構	労災病院	対象外				
	国立高度専門医療研究センター	国立がん研究センター中央病院	対象外				
	独立行政法人地域医療機能推進機構	JCHO（地域医療機能推進機構）病院	対象外				
	防衛省	防衛医大病院	対象外				
	法務省	医療刑務所、医療少年院	対象外				
	宮内庁	宮内庁病院	対象外				
公的医療機関	都道府県	都道府県立病院	対象外				
	市町村	市町村立病院	対象外				
	地方独立行政法人	公立大学医学部附属病院	対象外				
	日本赤十字社	赤十字病院	対象外				
	社会福祉法人恩賜財団済生会	済生会病院	対象外				
	社会福祉法人北海道社会事業協会	協会病院	対象外				
	厚生（医療）農業協同組合連合会	厚生病院	対象外				
	国民健康保険団体連合会	国民健康保険団体連合会病院	対象外				
	社会保険関係団体	健康保険組合及びその連合会	健保連大阪中央病院	対象外			
共済組合及びその連合会		KKR（国家公務員共済組合連合会）病院	対象外				
国民健康保険組合		総合病院厚生中央病院	対象外				
全国社会保険協会連合会		社会保険病院	対象外				
厚生年金事業振興団		厚生年金病院	対象外				
船員保険会		船員保険病院	対象外				
医療法人	医療法人	（多数あり）	—				
	社団医療法人	持分あり	病床数 499床以下	病床数 500床以上			
			出資持分あり医療法人（平成19年以前に設立した法人）	対象	対象外		
			出資額限度法人	対象	対象外		
		持分なし	病床数 499床以下	病床数 500床以上	出資持分なし医療法人	対象	対象外
					基金制度採用医療法人（基金拠出型医療法人）	対象	対象外
			特定医療法人	対象外			
	社会医療法人		対象外				
	特別医療法人		対象外				
	財団医療法人		一般の財団医療法人	対象外			
		特定医療法人	対象外				
		社会医療法人	対象外				
		特別医療法人	対象外				
社会福祉法人	対象外						
その他の法人	公益法人	（多数あり）	対象外				
	学校法人	私立大学医学部附属病院	対象外				
	社会福祉法人	（多数あり）	対象外				
	医療生協	（多数あり）	対象外				
	会社※1	通信病院、JR病院、NTT病院	対象外				
	一般財団法人		対象外				
	一般社団法人		対象外				
	MS法人		対象外				
	その他の法人（宗教法人等）	（多数あり）	対象外				
個人	個人	（多数あり）	病床数 499床以下	病床数 500床以上			
			対象	対象外			

※1；会社が開設する医療施設は、1949年の医療法施行以前に存在していたもの、医療法施行後の数年間に開設された例外的なもの、旧三公社五現業（日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社、郵政、国有林野、印刷、造幣、アルコール専売）が特殊会社化された際に誕生したもの、に限られている。

## 2. 医療機関について（例示別）

ESGリース 対象可否	例示
補助対象	療養型病床群を有している病院を含む、一般病院※ <sup>2</sup> （20床～499床）のみの法人の医療機関に導入する機器
補助対象	療養型病床群を有している病院を含む、一般病院※ <sup>2</sup> を有する法人（1法人グループ全体の合計病床数が499床以下）で、健診センターや介護老人保健施設、介護施設（介護医療院、グループホームなど）に導入する機器
補助対象外	特定機能病院、精神病院、結核療養所、老人病院に導入する機器
補助対象	クリニック（0～19床）のみの法人の医療機関に導入する機器
補助対象	クリニック（0～19床）を有する法人で、介護老人保健施設や介護施設（介護医療院、グループホームなど）に導入する機器
補助対象	介護老人保健施設のみの法人に導入する機器

※<sup>2</sup>；一般病院とは、特定機能病院、精神病院、結核療養所、療養型病床群を有する病院、老人病院以外の病院。